

埼玉県訓令第二号

訓令

本 庁
地 域 機 関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

副知事の担任意務に関する訓令

1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 砂川裕紀

企画財政部（交通政策課を除く。）、県民生活部及び会計管理者の所掌事務に関する事と並びに教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡調整に関する事。

副知事 山本悟司

企画財政部（交通政策課に限る。）、危機管理防災部、環境部、県土整備部及び都市整備部の所掌事務に関する事と並びに下水道局及び収用委員会との連絡調整に関する事。

副知事 堀光敦史

総務部、福祉部、保健医療部、産業労働部及び農林部の所掌事務に関する事と並びに企業局、人事委員会及び労働委員会との連絡調整に関する事。

2 前項の担任意務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 副知事の担任意務に関する訓令（令和四年埼玉県訓令第七号）は、廃止する。